

# 第18回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

## 新株予約権等の状況

## 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況

## 連結注記表

## 個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社プロレド・パートナーズ

## 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備するとともに、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
  - b. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
  - c. 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、管理本部長又は顧問法律事務所に通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
  - d. 代表取締役によって指名された内部監査担当者は、当社の各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役及び監査等委員会に報告いたします。
  - e. 当社は、財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
  - f. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程や細則に基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - a. 当社の取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
  - b. 当社の取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるようにいたします。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
  - b. 当社の各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は毎週開催する役員会議での報告を通じて社内で共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。
- ④ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 当社は、毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
  - b. 当社は、業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 「関係会社管理規程」を制定し、関係会社管理を所管する部署と関係部署とが協力して当社子会社の管理を行います。
  - b. 重要なグループ会社に対しては、当社より役員を派遣し、経営指導及び監督を行います。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たれるよう配置いたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
  - a. 監査等委員会職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査等委員会の同意を要するものとします。
  - b. 監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査等委員会からの指示のみに服するものとします。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a. 当社の取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査等委員会へ報告することとしております。
  - b. これらの報告をした者に対し、監査等委員会への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。
- ⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査等委員会には、法令に従い社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
  - b. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
  - c. 監査等委員が職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **① 取締役会の職務執行**

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回開催しております。

### **② 内部監査の実施**

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会に報告を行いました。

### ③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会を13回開催したほか、監査等委員は監査等委員会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査、当社の全部署の内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- |              |   |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数     | 14社   |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社ナレッジリーン、株式会社ブルパス・キャピタル、<br>ブルパス1号有限責任事業組合、ドルフィン1号投資事業有限責任組合<br>ドルフィン1号S投資事業有限責任組合 |

#### (2) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

当該会社等の数 9社

##### (子会社としなかった理由)

当社の一部の子会社が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の計算書類を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ロ. 棚卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. コンサルティング事業

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは主に間接材のコストマネジメントならびにC R Eにかかる賃料マネジメントのほか、物流費や建材コスト、工事費用等の直接材コストの削減、ハンズオン企業支援、及び、行政経営支援や環境関連の分野における地方公共団体向けコンサルティングサービスの提供を履行義務としております。

また、契約の種類としては、主として成果報酬型コンサルティングと固定報酬型コンサルティング等があります。

これらのサービスの提供のうち、成果報酬型コンサルティングサービスにおいては検収完了をもって、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。

固定報酬型コンサルティングサービス及びその他においては、主として、契約期間におけるサービスの提供をもって履行義務が充足されることから、契約期間における経過期間に応じて進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

ロ. ファンド事業

未上場株式投資は、営業投資目的で保有する株式の譲渡を履行義務としており、当該株式の引渡時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、12年間の均等償却を行っております。

#### □. 退職給付に係る負債の計上基準

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、簡便法（退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される額を控除する方法）により計算しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

当社は、グループ会社である株式会社ブルパス・キャピタルにおいてファンド事業を営んでおりますが、2025年4月に新たなファンドを組成したことに伴い、今後ファンド事業に関する取組みを強化し、投資規模を拡大することを予定しております。そのため、ファンド事業に関する経営意思決定及び業績評価が今後より重要になると考えられ、当連結会計年度より主たる事業として「ファンド事業」を独立区分し報告セグメントといたしました。

当該変更に伴い、従来はファンド運営費用や売却損益を営業外損益に計上する方法によっておりましたが、当連結会計年度より営業投資有価証券の売却額及び配当金の受取額を売上高、売却した有価証券の帳簿価額及び売却に係る費用を売上原価、ファンド運営費用を販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。なお、連結貸借対照表上、従来は投資その他の資産の投資有価証券に含めて計上しておりましたファンド事業に係る有価証券は、当連結会計年度より流動資産の営業投資有価証券として表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### （1）のれん

① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
のれん	215,281

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん215,281千円は、2020年10月期に株式会社ナレッジリーンの株式を取得した際に計上されたものです。

のれんは、将来の収益予測及び収益獲得に必要なコストを見積った上で策定された事業計画を基礎とし、超過収益力として算定され、規則的に償却しております。

超過収益力は、株式会社ナレッジリーンの事業計画を基礎として見積られており、将来の事業計画における主要な仮定は、売上高成長率であります。

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 営業投資有価証券（ファンドを通じて取得した株式）

① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
営業投資有価証券	6,219,926

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ファンドを通じて取得した株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することとしております。ただし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、減額をしないこととしております。また、将来株式の売却等により損失が見込まれる場合には、投資損失引当金を計上する可能性があります。

予測できない市場環境の変化により個々の投資先の財政状態や業績が悪化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における営業投資有価証券の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、当連結会計年度において、本社の移転について決議し、移転をいたしました。

本社移転に伴い利用見込みがなくなる固定資産については移転予定日までに減価償却が完了するよう耐用年数を短縮いたしました。また、当連結会計年度において、建物賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更をしています。

この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ50,291千円減少しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス区分	コンサルティング事業	ファンド事業	合計
成果報酬型コンサルティング	936,535	—	936,535
固定報酬型コンサルティング	2,591,433	—	2,591,433
その他（注）1.	594,422	—	594,422
顧客との契約から生じる収益	4,122,392	—	4,122,392
その他の収益（注）2.	—	8,180,296	8,180,296
外部顧客への売上高	4,122,392	8,180,296	12,302,688

（注）1. 主に行政経営支援及び環境関連コンサルティング並びにプロサインによる収益であります。

2. その他の収益は、「収益認識に関する会計基準」の適用範囲外から生じた収益であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	358,257
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	550,015
契約資産（期首残高）	99,634
契約資産（期末残高）	71,535
契約負債（期首残高）	19,805
契約負債（期末残高）	16,633

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益、もしくは履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合に原価回収基準を適用して認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約負債は主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、連結貸借対照表では流動負債「その他」に含まれております。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 7. 連結貸借対照表に関する注記

### 担保資産及び担保付債務

担保付債務はありません。ただし、当社の投資先の債務に対し、次のとおり投資有価証券を担保提供しております。

	当連結会計年度（千円）
投資有価証券	4,346,660

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### （1）発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	11,195,600株	6,200株	－株	11,201,800株

（注）普通株式の株式数の増加6,200株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

### （2）自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	276,106株	－株	－株	276,106株

### （3）配当に関する事項

#### ①配当金支払額

該当事項はありません。

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

### （4）当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 218,500株

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、必要な資金については、必要に応じて銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券のうちその他有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、ファンドへの出資金は、ファンドの投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、株式市場の市況や規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後約5年、一部の金利は変動金利であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	495,000	495,000	—
資産計	495,000	495,000	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	777,000	776,994	△5
負債計	777,000	776,994	△5

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、「預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※ 2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券	6,219,936

(注) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は131,322千円であります。

(※ 3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,843,887	—	—	—
売掛金及び契約資産	621,550	—	—	—
合計	6,465,437	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	219,200	209,200	199,200	149,400	—	—
合計	219,200	209,200	199,200	149,400	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	495,000	—	—	495,000
資産計	495,000	—	—	495,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	776,994	—	776,994
負債計	—	776,994	—	776,994

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	621円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	18円85銭
(3) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

### 1株当たり当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益 205,842千円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純利益 205,842千円

普通株式の期中平均株式数 10,920,061株

### 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益

普通株式増加数 —株

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の計算書類を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4年～10年

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は主に間接材のコストマネジメントならびにC R E にかかる賃料マネジメントのほか、物流費や建材コスト、工事費用等の直接材コストの削減のコンサルティングサービス、ハンズオン企業支援の提供を履行義務としております。

また、契約の種類としては、主として成果報酬型コンサルティングと固定報酬型コンサルティング等があります。

これらのサービスの提供のうち、成果報酬型コンサルティングサービスにおいては検収完了をもって、履行義務が充足されることから、一時点で収益を認識しております。

固定報酬型コンサルティングサービス及びその他の収益は、主として、契約期間におけるサービスの提供をもって履行義務が充足されることから、契約期間における経過期間に応じて進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「短期貸付金」（当事業年度は、50,000千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「長期前払費用」（当事業年度は、2,090千円）及び「敷金及び保証金」（当事業年度は、348,645千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「未払消費税等」（当事業年度は、19,957千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

（1）関係会社株式

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
関係会社株式	651,963

（注）上記のうち、株式会社ナレッジリーンの関係会社株式の帳簿価額は451,963千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することとしております。ただし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、減額をしないこととしております。

関係会社株式のうち、ナレッジリーン株式は超過収益力を評価して取得しているため、当該超過収益力を反映させた実質価額により判定を行っております。超過収益力は、事業計画の達成状況や将来の事業計画等を確認することにより、毀損の有無を確かめております。将来の事業計画における主要な仮定は、売上高成長率であります。

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類における関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 投資有価証券及びその他の関係会社有価証券

### ① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
投資有価証券	626,322
その他の関係会社有価証券	1,173,925

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

その他の関係会社有価証券は、子会社である株式会社ブルパス・キャピタルが運営しているファンドに対する出資に係るものであり、当該ファンドに対する出資の評価は、ファンドが取得した投資有価証券の評価の影響を受けます。

ファンドが取得した株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することとしております。ただし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、減額をしないこととしております。また、将来株式の売却等により損失が見込まれる場合には、投資損失引当金を計上する可能性があります。

予測できない市場環境の変化により個々の投資先の財政状態や業績が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類における投資有価証券の評価を通じてその他の関係会社有価証券の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、当事業年度において、本社の移転について決議し、移転をいたしました。

本社移転に伴い利用見込みがなくなる固定資産については移転予定日までに減価償却が完了するよう耐用年数を短縮いたしました。また、当事業年度において、建物賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更をしています。

この見積りの変更により、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ50,291千円減少しております。

## 6. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 7. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	67,690千円
--------	----------

## 8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	150千円
売上原価	1,008千円
販売費及び一般管理費	1,500千円
営業外収益	1,390千円

## 9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	276,106株
------	----------

## 10. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,085千円
未払費用	91,454千円
資産除去債務	58,122千円
一括償却資産	8,804千円
未払事業所税	2,323千円
減価償却超過額	7,514千円
ソフトウェア資産計上	13,889千円
投資事業組合運用益	413千円
繰越税額控除	375,897千円
繰延税金資産 小計	566,505千円
評価性引当額	△529,691千円
繰延税金資産合計	36,813千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△45,520千円
有価証券評価差額金	△152,644千円
繰延税金負債合計	△198,164千円
繰延税金負債の純額	△161,350千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.6%から35.4%に変更となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### (2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ナレッジリーン	所有 直接 100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	50,000	短期 貸付金	50,000
				資金の回収 (注1)	50,000	-	-
子会社	ドルフィン1号投資事業有限責任組合	所有 直接 19.2 間接 1.1	出資先	出資の引受 (注2)	302,230	-	-
				分配の受入 (注2)	1,179,582	-	-
子会社	ドルフィン1号S投資事業有限責任組合	所有 直接 99.0 間接 1.0	出資先	出資の引受 (注3)	37,436	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社ナレッジリーンに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) ドルフィン1号投資事業有限責任組合に対する出資をしております。

(注3) ドルフィン1号S投資事業有限責任組合に対する出資をしております。

### (3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

### (4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 560円31銭

(2) 1株当たり当期純損失 22円35銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -

(注) 1. 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

### 1株当たり当期純損失

当期純損失 244,072千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純損失 244,072千円

普通株式の期中平均株式数 10,920,061株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -

普通株式増加数 -

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。